

○和泉市総合計画審議会規則

昭和44年3月8日

規則第3号

改正 昭和45年5月13日規則第9号

昭和45年9月21日規則第16号

昭和58年10月13日規則第12号

平成18年5月22日規則第38号

平成27年11月2日規則第76号

令和2年5月13日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、和泉市総合計画その他の市政全般にわたる総合的な計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募市民

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議の終了までとする。

2 補欠委員の任期は、前項の定めるところと同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 会長は、必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の招集の特例)

第8条 会長は、災害その他の理由により審議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要と認めるときは、市の職員及び知識経験者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画担当部署において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。